

案件概要表（研修・機材）

対象国名	ウクライナ
実施国名※	
案件名	汚職対策能力向上プロジェクト
案件名（英）	Project for Enhancing Criminal Financial Analysis and Financial Investigative Techniques in Corruption Cases
相手国機関	国家汚職対策局（NABU）
相手国機関（英）	National Anti-Corruption Bureau of Ukraine
実施期間	2019年7月～2020年12月
要請背景	<p>汚職対策は2014年のマイダン革命後のウクライナが抱える最も大きな課題の一つとなっており、現在、ウクライナ政府は、ドナーの支援を受け、政府の改革を進めている。</p> <p>かかる状況の元、国家汚職対策局および汚職対策検察室（SAPO）は国家レベルでの汚職の防止および対策を目的としており、今般、汚職対策のための支援の要望があったものである。</p>
目的	<p>汚職対策について最新の国際動向を踏まえたうえで、日本を含む各国の経験や改善に向けた今後の可能性が共有されるとともに、各国の制度・実務改善に向けた継続的な情報交換のためのネットワークが構築される。</p>
期待される成果	<ol style="list-style-type: none">1. 汚職対策について参加各国の現状と課題が共有される。2. 汚職対策について日本の経験および最新の国際的動向が共有される。3. 汚職対策について各国の課題解決に向けた方向性が共有され、実効的な対策が検討される。4. 汚職対策について関係者間のネットワークが構築される。
協力内容	<p>以下の内容の研修を2年間実施する。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 対象者：毎年1名（合計2名）2. 研修期間：毎年6週間程度3. 研修内容： 課題別研修「汚職対策（刑事司法）」研修への参加を通じて、効果的な汚職捜査・訴追・判決、反汚職に係る国際的な連携、市民社会や民間セクターと協力した反汚職のための予防的措置に焦点を当て、汚職対策に

係る我が国の知見や近年の国際的なトレンド等について学ぶ。

※第三国研修の場合、開催国を記載

案件概要表

技術協カプロジェクト 2020年07月16日 現在
主管区分：本部主管案件
ガバナンス・平和構築部

案件名 (和) 公共放送組織体制強化プロジェクト
(英) The project for Capacity Development of Public Service Broadcaster of Ukraine

対象国名 ウクライナ

分野課題1 ガバナンス-民主制度

分野課題2 情報通信技術 (ICT の利活用を含む) -放送

分野課題3

分野分類 公共・公益事業-通信・放送-放送

プログラム名 プログラム構成外

援助重点課題 -

開発課題 -

プロジェクトサイト キエフの PBC 本局を拠点としたウクライナ全土

署名日(実施合意) (*) 2016年06月09日

協力期間 (*) 2017年01月18日 ~ 2022年03月31日

相手国機関名 (*) (和) ウクライナ公共放送局
(英) Public Broadcasting Company of Ukraine

プロジェクト概要

・背景

ウクライナにおいては、1991年の旧ソ連邦崩壊後、市場経済への移行プロセスの中で、メディア関連企業が急増し、2014年末時点で放送メディアはTV・ラジオ合わせて1622社、活字メディアが3万4002社となっている(国家登録局集計)。

しかし、実態は少数の新興財閥(オリガルヒ)が主要メディアを独占しており、4つのメディア・コングロマリット(複合企業)が、情報を統制し表現の自由を阻害し続けていると言われている。その結果、ウクライナのメディアセクターでは、作為的な世論操作、多数の政治広告、メディア・オーナーによる自社の報道内容の検閲、失業を恐れるジャーナリストの自己検閲等の問題が顕在化し、「真のジャーナリズムは存在しない」(コンラ

ッド・アデナウアー財団調査。2012年）状況と言われる。

こうしたメディア分野に対する政府による影響力の強化、市場を独占するオリガルヒによるメディアの私的利用による情報操作の影響が深刻化している。マスメディアが権力の監視や国民の知る権利の保証など、本来の役割を果たすためには、政府及び市場のいずれからも独立し、「民主主義の礎石となり得る」（UNESCO 年次報告、2009年）公共放送局の育成が喫緊の課題である。

- ・上位目標

PBC がウクライナ全土において、信頼されるマスメディアのモデルとなる。

- ・プロジェクト目標

ウクライナ全土において正確・中立・公正な情報を提供する公共放送局として、放送番組の質が向上する。

- ・成果

- 成果 1

- PBC スタッフのテレビ放送機材に係る運用及び維持管理能力が強化される。

- 成果 2

- PBC スタッフの教育・文化関連テレビ番組の制作能力が強化される。

- 成果 3

- 災害及び緊急時に、ウクライナ全土で関連ニュースを正確・迅速に報道するための体制が PBC に構築される。

- ・活動

- 活動 1-1

- PBC の技術者が、日本人専門家と協力し、PBC のテレビ放送機材に係る運用及び維持管理システムの現状分析を行い、課題を特定する。

- 活動 1-2

- PBC が公共放送局としての機能を果たす上で必要な機材を供与する。

- 活動 1-3

- PBC の技術者が、日本人専門家と協力し、PBC のテレビ放送機材に係る運用及び維持管理システムを改善するためのアクション・プランを作成する。

活動 1－4

1－3で策定されたアクション・プランに基づき、PBCの技術者が、日本人専門家と協力し、技術スタッフのためのOJTを行う（運用管理簿の作成含む。）。

活動 2－1

PBCの教育番組制作部門のスタッフが、日本人専門家と協力し、PBCにおける番組制作の現状分析を行い、課題を特定する。

活動 2－2

2－1を踏まえ、PBCの教育番組制作部門のスタッフが、日本人専門家と協力し、「番組制作方法に関するハンドブック」を作成する。

活動 2－3

2－2で作成するハンドブックを活用し、PBCの教育番組制作部門のスタッフが、日本人専門家によるOJTを通じ、教育番組を制作する。

活動 3－1

PBCの報道部門のスタッフが、日本人専門家と協力し、災害及び緊急時の報道行う体制を構築するための現状調査とニーズ調査を行う。

活動 3－2

3－1を踏まえ、PBCのスタッフが、日本人専門家と協力し、災害及び緊急時の報道にかかわる部署の改編を行う。

活動 3－3

PBCスタッフが日本人専門家と協力し、災害及び緊急報道のマニュアルを作成する。

活動 3－4

3－1を踏まえ、PBCのスタッフが、災害及び緊急時の情報を収集するために関係する公的機関と報道体制のネットワークを形成する。

・ 投入

・ 日本側投入

① 日本人専門家派遣

（計 49MM：緊急報道、番組制作、機材管理、業務調整等の分野）

② 機材供与

③ 本邦研修

④ 現地活動費

・ 相手国側投入

①カウンターパートの配置

プロジェクトディレクター：PBC 会長

プロジェクトマネジャー：PBC 技術部長

ワーキンググループ1：PBC 技術スタッフ

ワーキンググループ2：PBC 番組制作スタッフ

ワーキンググループ3：PBC 報道スタッフ

②施設と機材

（日本人専門家の執務スペース、ワーキンググループ活動のための会議室/セミナールーム、活動で使用する放送機材等）

③ローカルコスト

（活動に参加する PBC スタッフの person 費、活動で利用する PBC 施設・機材の維持管理費等）

・外部条件

PBC をウクライナ全土における公共放送局とする政策が維持される。

実施体制

・現地実施体制

・国内支援体制 (*)

関連する援助活動

・我が国の援助活動

「ウクライナ民主化に向けた知見の共有」(国別研修)(2015 年 1 月～2016 年 3 月)

・他ドナーの援助活動

EU と Deutsche Welle アカデミーは共同でニュース・ルームの設立・ニュース報道にかかる能力強化を実施しており、PBC の能力向上を図る上では、番組制作と緊急災害報道を主要対象とした本プロジェクトとは補完関係にある。

(*) 該当する場合のみ記載

案件概要表

作成年月日：2019/9/30

業務主管部門名：中東・欧州部

課名：欧州課

1. 案件名

国名： ウクライナ
案件名：(和名) 財務大臣アドバイザー
(英名) Advisor to the Minister of Finance of Ukraine

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における金融セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
ウクライナの金融セクターでは、不正や不適切な資金管理、長期にわたる不況並びに通貨の下落に加え、ウクライナ東部での紛争及びクリミアの違法占拠等により、債務不履行が生じ、銀行が大量の不良債権を抱えている。ウクライナ中央銀行は、従前 168 行あった民間銀行の内、93 行が破たんし、2019 年 4 月現在で営業中の銀行は 75 行と公表している。

国有銀行を管轄または所有するウクライナ財務省(以下「ウ財務省」と言う)は、国有銀行の保有する不良債権のリスク分析とその不良債権処理に向けた計画作成を行う方針であったが、人材不足の為、効果的な指針を策定できていない。さらに、政府資金及び国有銀行の預金を効果的に運用するための金融制度が整備されておらず、政府は効率的且つ効果的な公共投資を実施できていない。

そこで、EU 指令に準拠した市場原理に基づく健全な金融システムによる経済発展の実現を目指して、ウクライナ政府は「2020 年までのウクライナ金融セクター改革のための包括的プログラム」及び当該プログラム達成のためのアクション・プランを策定した。かかる状況下、ウ財務省職員の能力強化を通じて国有銀行の改革及び金融制度の再構築に取り組むべく、ウクライナ政府は以下の 3 つの業務に従事する「財務大臣アドバイザー」の派遣を我が国に要請した。これを受け、2016 年 1 月から財務大臣アドバイザーを派遣している。

ウクライナ政府はウ財務大臣が提案する「国有銀行改革戦略」に基づき、財務大臣と中央銀行総裁が共同議長を務める金融安定評議会 (Financial Stability Council) 傘下に国有銀行の不良債権 (NPLs) の処理方法を手掛ける特別独立 NPLs 委員会を 2019 年初から運営している。改革推進に向けた協力として、JICA は国有銀行の不良債権の現状にかかる情報収集及び分析のため、国有銀行 3 行へのデューディリジェンスを実施し、2018 年 6 月に調査を完了した。その結果をふまえつつ、同委員会の運営に係る支援も求められている。

(2) 当該セクター／地域に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

我が国は G7 の一員として、ウクライナの安定化と改革努力の後押しのため、①経済状況の改善、②民主主義の回復、③国内の対話と統合の促進、のそれぞれの分野において支援を行っており、本案件は我が国の対ウクライナ支援の重点分野の一つである「経済状況の改善」に貢献するものである。

(3) 当該セクター／地域における他の援助機関の対応

- 1) IMF: 中央銀行にカナダの支援で派遣した専門家と本部派遣の総合アドバイザーが常駐、スタンバイ信用供与(SBA)を実施中。また、ウ財務省へ 2018 年 10 月からオランダ政府の支援で 2 名が派遣中。
- 2) 世界銀行: 2018 年 12 月、7.5 億ドルの PGB(Policy-Based Guarantee)を供与する旨を発表。政策アクションを求める分野として、金融セクター、汚職対策、土地改革、年金、ガス料金補助金、省エネ、保健を設定した。

3. 事業概要

(1) 事業目的:

業務内容は以下のとおり。

1. 国有銀行の制度改革のための戦略及び不良債権と債権処理機関に関する国有銀行戦略の作成支援
2. 破たん銀行処理及びペイオフを適切に行い預金者保護に資する金融システムの強化
3. 上記 1. 及び 2. に関する日本の知見・経験（財政投融资等）を踏まえたウ財務省への提言

(2) プロジェクトサイト／対象地域名: (和名) キエフ市 (英名) Kyiv

(3) 本事業の受益者 (ターゲットグループ)

直接受益者: ウクライナ財務省

最終受益者: ウクライナ国及びウクライナ国民

(4) 総事業費 (日本側): 120 百万円

(5) 事業実施期間: 2016 年 1 月～2021 年 7 月(計 66 か月)

(6) 事業実施体制

1) 現地側:

本専門家は財務大臣アドバイザーとして、直接大臣及び次官に助言を行うことが期待されている。日常のカウンターパートは欧州統合担当次官及び金融政策局長であり、国有銀行に関しては、首席補佐次官とも協力して業務を実施する。

2) 日本側:

なし

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 長期専門家派遣（合計約 66M/M）：1 名

2) ウクライナ国側

① カウンターパートの配置

② 執務スペースの提供

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

2) 他援助機関等の援助活動

(9) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮 該当なし

2) 横断的事項 特になし

3) ジェンダー分類 該当なし

(10) その他特記事項

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

ウクライナ国内の金融システムの安定化及び預金者保護システムの強化に必要な制度が構築される。

(2) プロジェクト目標：

国有銀行の不良債権処理及び金融制度の再構築のための体制が強化される。

(3) 成果

成果 1：国有銀行の不良債権にかかる行政処理能力が強化される。

成果 2：金融機能強化に向けた計画が立てられる。

成果 3：ウ財務省の国有銀行の監督・指導能力強化にむけた支援策が立てられる。

(4) 活動

成果 1に関する活動：

1-1. 国有銀行の不良債権処理を行う特別委員会の運営に対し助言・指導を行う。

1-2. 国有銀行の不良債権処理を行うための方針案策定のための助言・指導を行う。

- 1-3. 国有銀行の不良債権の処理スキーム立ち上げ・実施のための助言・指導を行う。
- 1-4. 国有銀行の不良債権処理手続き・関連法規制の整備等について、関係機関の理解促進を支援する。
- 1-5. 上記に係る必要な情報収集及び分析調査を行なう。

成果 2 に関する活動：

- 2-1. 国有銀行等の預金の有効な活用方法に関し調査・分析を行い、金融制度の再構築も視野に入れた金融機能強化に向けたスキーム作成を支援する。
- 2-2. 日本の財政投融资制度の導入手法を指導し、その道筋を提供する。

成果 3 に関する活動：

- 3-1. ウ財務省職員の国有銀行の監督・指導能力に係るギャップ分析を行う。
- 3-2. 監督・指導能力強化に係る課題点が明らかにされ、能力強化手法に関する指導や研修を実施する。
- 3-3. 上記に係る必要な情報収集及び分析調査を行ない、監督・指導能力の課題点をウ財務省職員と共有する。

5. 外部条件

国有銀行の改善に関するウクライナ政府の方針が大幅に変更される。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

特になし

7. 備考

関連する我が国の援助活動

1) 現地研修

1-1)「金融経済危機対策専門家派遣プロジェクト」(2013年3月20日～2013年4月15日)

2) 国別研修(本邦研修)

2-1)「金融セクター監督機能強化(2016年)」

3) 課題別研修(本邦研修)

3-1)「NIS地域金融システム安定化政策と改革戦略(2008年～2013年)」

3-2)「NIS地域金融システム安定化政策及び中小企業育成支援策(2014年～2019年)」

3-3)「金融規制監督(2018年～2019年)」

4)調査

4-1)「国営銀行部門改革にかかる情報収集・確認調査」(2017年2月～2018年7月)

以上

案件概要表（専門家）

派遣国名	ウクライナ
協力対象国名	ウクライナ
指導科目	廃棄物管理
指導科目（英）	Waste Management
配属機関	地域発展・住宅・公共サービス省
配属機関（英）	Ministry of Regional Development, Construction, Housing and Communal Services (MRDCHCS)
任地 ※全角カナ	キエフ
派遣予定 M/M	7.69M/M
要請背景	<p>経済発展に伴う都市化により、ウクライナの一般廃棄物の発生量は増加しており、年間で約 4,800m³（約 1,180 万トン）が発生している。うち 9 割は埋立処理され、処理場は環境悪化や火災事故などを引き起こすなど、廃棄物の不適切な管理が近年の主要課題となっている。マテリアル・リサイクルやコンポスト化、焼却処理による廃棄物の減量化と適切な処理が求められている中、同国では 2017 年に EU の支援を受けた「国家廃棄物管理戦略」を承認し、2019 年 2 月には「国家廃棄物管理計画」を策定した。さらに地方分権化を推進するため、中央政府から市町村レベルの各地方自治体へ公共サービスに係る権限を委譲することを予定しており、各州や一定規模以上の地方自治体は廃棄物管理計画を策定して廃棄物管理の収集運搬、中間処理、最終処分までの一連の廃棄物フローの適切な実施を担保することを意図している。2018 年 2 月から 8 月にかけて JICA は一般廃棄物管理に係る基礎情報収集・確認調査を実施し、廃棄物管理計画の立案や実施に係る能力強化が課題であることを確認した。</p> <p>これを踏まえて 2018 年度要望調査における中央政府及び地方都市（キエフ市、ハルキウ市、ドニプロ市）から個々に技術協力の要請があり、外務省／JICA はこれら要請を中央政府に対する個別専門家派遣として代替採択することを決定し、先方政府に通報した。2019 年 7 月に本件専門家の派遣に関するコンタクト・ミッションを派遣済。</p>
派遣の目的	1. 国家廃棄物管理計画に基づく地方自治体による適正

期待される成果	<p>かつ持続的な廃棄物管理事業の実施に向け、中央政府が地方政府、自治体を指導する能力を強化する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 地方政府・自治体の廃棄物管理政策の立案・実施能力を強化する。 3. 今後ウクライナ側が持続的な廃棄物管理を実現するための課題を精査・把握する。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域・自治体が適切な都市廃棄物管理計画を策定するに際して、適用可能な廃棄物管理に係る技術の特性や適用に際しての前提条件を中央政府が理解する。 2. 地域・自治体の都市廃棄物管理に係る政策やプロジェクトを実施するための効果的な住民合意形成や意識啓発の促進手法を地域・自治体当局が理解する。 3. 廃棄物の発生抑制や最終処分量の最小化に向けた効果的な方策に関する地域・自治体当局の理解が深化する。
	<p>中央政府及び地方都市の廃棄物管理担当機関（キエフ市、ハルキウ市、ドニプロ市等）を対象に、以下の項目について指導を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 廃棄物の発生抑制や最終処分量の最小化に向けた効果的な方策。 2. 各自治体が適用可能な廃棄物管理技術を同定し、適用可能な廃棄物管理に係る技術の特性や適用。 3. 都市廃棄物管理に係る政策やプロジェクトを実施するために効果的な住民合意形成や意識啓発の促進手法。 4. 中央政府、州政府及び地方自治体の関係者を対象とした、適切かつ有効な廃棄物管理政策の立案と実施に資するワークショップの開催の技術支援。
活動内容	

以上

案件概要表

技術協カプロジェクトー科学技術

2019年01月19日 現在

主管区分：本部主管案件

地球環境部

案件名	(和) チェルノブイリ災害後の環境管理支援技術の確立 (英) The Project for Strengthening of the Environmental Radiation Control and Legislative Basis for the Environmental Remediation of Radioactively Contaminated Sites
対象国名	ウクライナ
分野課題 1	環境管理-その他環境管理
分野課題 2	
分野課題 3	
分野分類	公共・公益事業-公益事業-公益事業一般
プログラム名	保健・医療環境改善プログラム
援助重点課題	民生の向上
開発課題	チェルノブイリ事故対策を含む保健・医療環境の整備
プロジェクトサイト	チェルノブイリ、キエフ
署名日(実施合意) (*)	2016年12月06日
協力期間 (*)	2017年04月1日 ~ 2022年03月31日
相手国機関名 (*)	(和) ウクライナ立入禁止区域管理庁 (英) State Agency of Ukraine on the Exclusion Zone Management

プロジェクト概要

・背景

過去最大の原子力災害を引き起こしたチェルノブイリ原子力発電所では4号炉の爆発と火災により、放射能が環境中に放出、広範囲が汚染された。ソビエト連邦の崩壊後樹立したウクライナ政府は1993年「チェルノブイリ事故による放射能汚染地域の法的扱いについて」を制定し、年間外部被ばくが5mSvを超える数区域が追加され、距離および被ばく量に基づいたチェルノブイリ立入禁止区域(CEZ)は現在に至っている。現在では、廃炉に向けた“石棺”建設などの作業が行われており、並行してその影響に関する

る研究がなされている。

チェルノブイリ原発事故の対応からウクライナが得た知見は、我が国の福島第一原発事故への対応に活かされてきた。2012年5月に日本とウクライナは原発事故後の対応を推進するための協力協定を締結している。また、原発事故を経験した日本およびウクライナにとって、将来世界のどこかで発生する可能性がある原子力災害に備えた、被害を最小限にとどめるためのモニタリング体制や予測モデルなどを含む施策の枠組みを提示することは国際社会に対する責務である。

原子力災害後30年後が経過したチェルノブイリ周辺地域では、放射線による生体への長期的な影響、移住による生態系の変化など人類が経験したことのない状態にあり、人類の共通認識として追加されるべき重要な知見の発掘が期待される。得られる知見は、既存の放射線防護策およびその周辺技術の改良はもちろんのこと、放射性物質以外の毒性の強い物質による長期的な汚染についての対策や除去技術の開発に直結すると考えられる。さらにチェルノブイリ周辺地域過去のデータと福島における原子力災害被災地域における放射性物質の挙動に関する研究結果を比較が可能であり、放射性核種の長期的な挙動を解明することで、将来予測および将来設計に資する世界規模でもきわめて重要な情報基盤とすることができる。

・上位目標

チェルノブイリ避難区域が再編され、持続的マネジメントが行われる。

【指標】1.提言書に基づいて SAUEZM、SNRIU が再編案を作成する。

2.チェルノブイリ避難区域再編案が国会で承認される。

3.チェルノブイリ地域と都市域で放射性物質のモニタリングが継続して実施される。

4.（「持続的マネジメント」を測る指標を記載。）

・プロジェクト目標

チェルノブイリ地域と都市域で放射性物質の持続的なモニタリング体制が整備されに基づく、チェルノブイリ避難区域再編の方向性が明らかになる。

【指標】・モデリングと連動した持続的モニタリング体制が整備されたが整備される。

・チェルノブイリ避難区域再編案の提言書が（ウクライナ政府のどの省庁を特定）に提出される。

・ 成果

1. クーリングポンド内および周辺地域の放射能汚染・水理環境が適切に把握され、今後の水位低下にともなう影響が予測される。
2. チェルノブイリ立入禁止区域内の土壌、河川・湖沼及び森林生態系における放射性物質の水圏を介した移行が予測される。
3. チェルノブイリ周辺地域及び都市域を対象とした放射性エアロゾルの拡散が予測される。
4. チェルノブイリ避難区域の再編案及び持続的なマネジメント体制が明らかになる。

・ 活動

- 1-0 モニタリングのワーキンググループをつくり、技術力の診断・適所に配置する。
 - 1-1 ポンド内の水および堆積物の汚染状況を把握する。
 - 1-2 地下水系を把握する。
 - 1-3 水圏、水辺の生物中放射性物質濃度把握する。
 - 1-4 ポンド内の放射性核種の移行・挙動を予測する。
 - 1-5 地下水系の変化を予測する。
 - 1-6 水圏と水辺の生態系への影響を評価する。
 - 1-7 天然試料の継続的なサンプリングと分析を行う。
- 2-0 立入禁止区域モニタリングのワーキンググループをつくる。
 - 2-1 放射性物質の土壌中の側方・下方移行特性と初期降水量および土地利用の関連について定量化する。
 - 2-2 河川・湖沼における放射性物質の移行量をモニタリングし、2-1の結果と合わせて要因の解明をおこなう。
 - 2-3 森林生態系における放射性物質の循環を定量化する。
 - 2-4 (予測に関する活動が必要)
- 3-0 現地機関とモニタリング実施体制の検討グループを組織し、モニタリング及びデータアーカイブ計画を策定する。
 - 3-1 モニタリングシステムを構築する。
 - 3-2 モニタリングデータのデータベースを作成する。
 - 3-3 大気拡散モデルを構築する。
 - 3-4 構築された大気拡散モデルの検証を行う。
 - 3-5 エアロゾル飛散にともなう放射性核種の移行・挙動を予測する。

- 3-6 クーリングポンドからの放射性物質の大気への飛散の観測を行う。
- 3-7 森林火災にともなう放射性物質の再飛散を観測・予測する。
- 4-0 提言書作成に関わる人員のネットワークをつくる。
- 4-1 成果 1、2、3 の結果を反映して、将来予測の結果をとりまとめ、分析する。
- 4-2 避難区域の再編案を作成する。
- 4-3 クーリングポンドの適切な運営方法を検討する。
- 4-4 各種モニタリング体制の案を作成する。
- 4-5 環境回復及び放射線防護の対策を検討する。
- 4-6 避難区域再編によって発生する問題を予測するために、ウクライナ政府機関・研究機関関係者の福島での見学・セミナーなどを開催する。
- 4-7 ウクライナ政府機関への提言書を作成する。

・投入

- ・日本側投入

- 専門家の派遣、機材供与、本邦研修

- ・相手国側投入

- C/P 配置、専門家執務室：机、椅子、インターネット

・外部条件

実施体制

- ・現地実施体制

- ・国内支援体制 (*)

関連する援助活動

- ・我が国の援助活動

- チェルノブイリ事故対策を含む保健・医療環境の整備を、マルチ経由や草の根・人間の安全保障無償資金協力（医療保健分野）にて実施中。

- ・他ドナーの援助活動

(*) 該当する場合のみ記載